

令和 6 年 分

(令和 7 年 2 月～3 月 申告用)

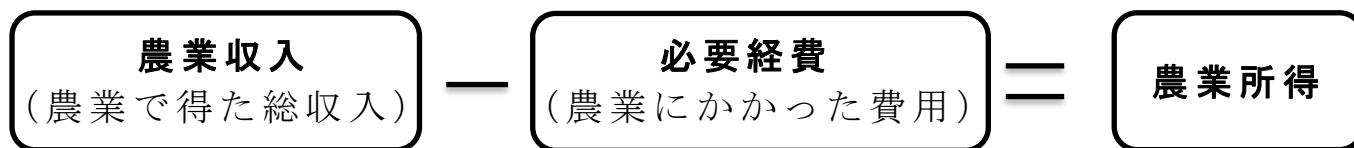
農業収支の手引き



みやこ町役場 税務課 住民税係

0 9 3 0 - 3 2 - 2 5 1 5

○収支計算の基本的な流れ



○計算のために必要な資料

- ・貯金通帳など収入の内容がわかるもの
- ・農業に使用した領収書
例： ガソリンスタンドのレシート
長靴やカマなどを買ったレシート
農業用電力の領収書 ・ ・ ・ など
- ・「固定資産税」の納税通知書（４月に送付）
- ・軽トラック等の農業で使用した軽自動車税の納税通知書
- ・大型機械（トラクター等）を購入した領収書 ・ ・ ・ など

○「使用割合」について

軽トラックや格納庫などを農業以外にも使用している場合は、かかった費用について、実際に農業で使用した割合をかけて必要経費を計算します。

例① 軽トラックの場合

- ・軽自動車税
 - ・軽自動車の任意保険
 - ・車検代
 - ・ガソリン代
 - ・修理代 など
- ×農業で使用した割合 = 必要経費

例② 格納庫の場合（格納庫の一部を自家用車置き場に使っている場合など）

- ・固定資産税（格納庫分）
 - ・修繕費
 - ・減価償却費 など
- ×農業で使用した割合 = 必要経費

次ページより、同封の農業所得申告用計算書の記入方法を書いておきます。手引きを参考に申告用計算書にご記入ください。

農 業 収 入

（下記の質問について「農業所得申告用計算書」にご記入ください）

- 令和 6 年中は農業をされましたか？
いずれかに○をしてください。

は い → 年間の水稻作付面積（反・アール）と収穫量（俵）
を記入してください。

いいえ → 休耕・その他のどちらかに丸をしてください。
※その他の場合はその理由も記入してください。

表の記入方法

（下記①～⑨までの農業収入を「農業所得申告用計算書」にご記入ください。）

① 農協出荷分

農協に出荷した米の俵数と出荷額の総額を記入します。

② 農協以外出荷分

個人で売買されたなど、農協以外に出荷した米の俵数と、出荷額の総額を記入します。

③ 保有米（縁故米及び小作支払含む）

個人で消費される分の米（縁故米もここに含まれます。）の俵数と、金額を記入します。一俵の価格は販売した米の価格を参考にしてください。

④ 委託

田の賃貸料、小作料等として受け取った米の俵数を記入します。

⑤ その他の作物

野菜や花など、米以外に販売した作物の出荷額の総額を記入します。

⑥ 交付金

経営所得安定対策交付金など各種交付金を受け取った方は金額を記入します。段落が足りない場合は、⑨に記入してください。

⑦ 営農オペレーター代

営農のオペレーターとして従事した時の手当を記入します。

⑧ 前年度以前の精算金

前年度以前に農協に出荷した精算金がある場合は記入します。

⑨ 上記以外の収入

その他農業に係る収入がある場合は記入します。

以上が農業の収入となります。記入方法が分からないものがありましたら、通帳などこれらの収入がわかるものをお持ちください。

減 価 償 却

○ 令和 6 年中に 10 万円以上の農機具を購入しましたか？

どちらかに丸をしてください。

はい → 農機具の購入年月日、名称、購入金額を記入してください。

いいえ → 農業収入の表の記入に移ってください。

また、購入した農機具の領収書など金額や購入日が記載されているものを、申告時に提示してください。



必 要 経 費

表の記入方法

(下記①～②③までの必要経費を「農業所得申告用計算書」にご記入ください。)

① 雇人費

農業のために人を雇った場合の労賃です。

米の現物支給をした場合は、米の俵数を記入し、下記のように計算してください。

米を売買された方は、販売価格の単価×俵数で計算します。

自家消費だけの方は、収入の部の保有米の単価×俵数で計算します。

※家族や自分の日当は計上してはいけません。

② 小作料・賃借料

小作料や、農機具の賃借料を払っている場合に記入します。

米の現物支給をした場合は、米の俵数を記入してください。

米を売買された方は、販売価格の単価×俵数で計算します。

自家消費だけの方は、収入の部の保有米の単価×俵数で計算します。

③ 貸倒金

米の個人販売などにより不渡りになった代金で、どうしても回収できなかったものです。通常4年以上経過したものに限られます。

④ 利子割引料

農業機械のローンや農業制度資金の利子として支払った金額です。

※利子のみが対象となります。ローンの支払は対象となりません。

⑤ 租税公課

農業関係の税金を記入します。

○ 農業収入のあった田・畑の固定資産税

○ 農業用施設の固定資産税（納屋、格納庫など）

○ 軽自動車税（農業に使う軽トラック、トラクター、コンバインなど）

⑥ 農協経費

農協から発行される購買品お買い上げ明細書の金額をまとめて記入してください。消費税も含まれます。ただし、家庭菜園のものや家庭で使用しているプロパンガスやストーブの灯油代、その他農業以外で購入した品物がありましたら、その金額を差し引いてから記入してください。

※⑥農協経費に計上したものは、以下の⑦～②③の項目と二重で計上しないように気を付けてください。

⑦ 種苗費

苗や種もみにかかった費用です。ただし、家庭菜園のものは除きます。

⑧ 素畜費

畜産農家の家畜購入費です。子牛・子豚・ひな等の取得費及び種付け料も含まれます。

⑨ 肥料費

米や野菜等の生産に使用した肥料の代金です。ただし、家庭菜園に使用した分は除きます。

⑩ 飼料費

畜産農家の飼料購入費です。

⑪ 農具費

使用可能期間が1年未満か、10万円未満で購入した農機具の購入費です。

例 草刈機、クワ、カマ など

⑫ 農薬衛生費

米や野菜等の生産に使用した除草剤、殺虫剤などの農薬の代金です。へり防除の代金も含みます。ただし、家庭菜園に使用した分は除きます。

⑬ 諸材料費

米や野菜等の生産に使用した、細かな道具代です。

例 ビニール、むしろ、なわ、針、針金、米袋 など

⑭ 修繕費

農業に係る機械や建物の修繕費です。ただし、一回の修繕で、60万円を超えた場合は、減価償却の対象となります。

⑮ 動力光熱費

農業に使用した電気代や燃料代などです。

○ 軽自動車のガソリン代 × 農業での使用割合＝

○ 乾燥機の灯油代

※ 家庭用のプロパンガスや、ストーブの灯油代などは対象になりません。

⑯ 作業用衣料費

農作業に使う作業着や長靴などの代金です。

⑰ 農業共済掛金・賦課金

農業共済組合に支払う掛け金や賦課金、納屋などの農業施設の火災保険の代金です。

- 農業共済掛金（水稻共済掛金）
- 農業施設の火災保険（掛け捨て分のみ）

⑱ 荷造運賃手数料

農協などに支払う米の集荷運賃などの手数料です。

- 米集荷手数料
- 米検査手数料

⑲ 土地改良費

土地改良事業で各土地改良区に支払う賦課金や客土費用です。

⑳ 水利費・農協組合費

水利費や農協組合費または、生産組合などの会費です。ただし、区費など農業以外の会費が含まれるものは除きます。

㉑ 車検・任意保険料

軽トラックの車検代や任意保険料の金額の合計を記入します。

㉒ 委託料

作業の委託料を払っている場合に記入します。

- 営農組合等への作業委託料（田植え、稲刈り、もみすり代等）

㉓ 雑費

農業に係る費用で他の経費に当てはまらない経費です。

注．減価償却費

減価償却費は、昨年までにみやこ町で申告したものが登録されています。そのため、**令和6年中に新しく購入したものと、無くなったものを申告してください。**3ページを参照ください。

以上が農業所得申告用計算書の内容です。予め農業収支の内容をまとめてもらうことで、待ち時間の短縮につながります。記入済みの用紙を申告の際にお持ちください。申告のスムーズな進行のため、皆様のご協力をお願いいたします。